

松崎町高齢者等見守り事前登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症等で徘徊により行方不明となるおそれのある高齢者等（以下「高齢者等」という。）の情報を、町に事前に登録する事業（以下「事前登録事業」という。）を実施することにより、当該高齢者等が行方不明になり保護された場合に、速やかに身元の確認が行われ、家族等への連絡が取れる体制を構築し、高齢者等の安全の確保及びその家族の支援を図ることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 事前登録事業の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、町内に住所を有し、町への事前登録を希望する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 40歳以上の在宅者であって、認知症が疑われる者又は認知症である者のうち、行方不明になるおそれのあるも者
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が事前登録の必要があると認める者

(申請者)

第3条 登録の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登録対象者本人
- (2) 登録対象者の配偶者、4親等以内の親族
- (3) 登録対象者の法定代理人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が認める者

(申請)

第4条 申請者は、松崎町高齢者等見守り事前登録申請書（様式第1号）により、登録対象者の全身及び顔写真を添付して町長に申請するものとする。

(登録)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に松崎町高齢者等見守り事前登録通知書（様式第2号）により通知する。

2 町長は、前項の規定により登録を決定したときは、松崎町高齢者等見守り事前登録台帳（様式第3号）により登録対象者の情報（以下「登録情報」という。）を記載するものとする。

(登録情報の外部提供)

第6条 町長は、松崎町個人情報保護条例（平成17年条例第1号）第9条第1項第1号の規定により、管轄警察署、地域包括支援センター、捜索協力者及び松崎町以外の行政機関（以下「実施機関」という。）に登録対象者の情報を提供することができる。

(登録情報の変更及び登録の取消し)

第7条 申請者は、登録情報を変更し、又は登録情報を削除するときは、松崎町高齢者等見守り事前登録（変更・取消）（様式第4号）により速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、転出、死亡その他の理由により登録する必要がなくなったと認めるときは、その登録を削除することができる。

(個人情報の保護)

第8条 町長及び第6条の規定により登録情報の提供を受けた実施機関は、登録情報を適正に管理し、この要綱に定める事前登録事業の目的以外の目的のために利用し、又は他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事前登録事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。